

ディサービスももふね運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社福武メディカルサービスが開設するディサービスももふね（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態(予防専門型通所サービスにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び予防専門型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 予防専門型通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ディサービスももふね
- ② 所在地 名古屋市中川区百船町6番18号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 2名以上
介護職員 5名以上
機能訓練指導員 2名以上
従業者は、指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供に当たる。
- ③ その他
厨房職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日を除く毎日。ただし、1月1日から1月3日は休業。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時30分まで。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時40分(1単位)とする。

(指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位目 25名(通常規模)

(指定通所介護及び予防専門型通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、その利用料の額は介護報酬上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 食費は、一日 700円を徴収する。

3 複写物は、1枚につき20円を徴収する。

4 前項以外に費用の支払いを受ける場合には、事前に各項目ごとの料金を明示し、利用者又はその家族の

同意を得た上で、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、中川区、中村区、熱田区、中区、港区の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
4. 上記（1）から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社福武メディカルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年1月16日から施行する。
- この規程は、平成18年2月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年5月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年2月20日から施行する。
- この規程は、平成19年4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年7月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年2月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年3月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年8月 1日から施行する。
- この規定は、令和 2年4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年11月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年12月 1日から施行する。
- この規定は、令和 4年1月 20日から施行する。
- この規定は、令和 4年8月 1日から施行する。
- この規定は、令和4年9月 1日から施行する。
- この規定は、令和 5年3月 1日から施行する。